

北谷町地先（共同漁業権第14号）でのダイビング等について

関係者各位

2008年（平成20年）7月10日

北谷町漁業協同組合

代表理事組合長 座喜味盛康



現在、北谷町宮城海岸では北谷町のダイビングショップのみならず、他市町村のダイビングショップ等が盛んにレジャーダイビングをしている現状があります。

皆様がダイビングをしている宮城海岸の地先は埋め立て後に残った、数少ない北谷町のイノー（礁池）の先端に位置したサンゴ礁原であります。

添付資料にありますように、北谷町漁業協同組合ではウニ・イセエビ・サザエ・シャコガイ・タカセガイ・マガキガイ等を第1種協同漁業権の範囲内で捕獲を続けていますが、近年、極端にこれらの漁獲物が目に見えて減少しております。

これは、密漁や近年のサンゴ礁の荒廃にも原因があると思われませんが、現在まで当組合では北谷町と北谷町海域利用事業所協力会との協定で地先にとって良い環境づくりに推進してまいりました。

しかるに、現在までの経過を見ていますと地域への貢献やオニヒトデの駆除等、一部のお店しか参加していない現状が長い間続いています。

ダイビング店の一部は海で生活しているにもかかわらず排水溝にコンプレッサーのビルジを垂れ流したり、海岸のゴミ等をそのままにしてダイビングを続けたり、ビーチや海中の清掃も一部の業者の参加しか見られません。違法駐車で区民に迷惑をかけたり、水着を街中で着替える等、海域に対しても付近住民に対しても改善が見られません。

今後、共同漁業権の宮城海岸地先に関して、魚介類やオニヒトデ対策、地域への貢献等改善が見られない場合は、一時、宮城海岸地先を閉鎖して禁漁（漁民には死活問題）、禁ダイビングを行い資源の回復を図りたいと考えております。

ダイビング事業者様には、これに対して今後の宮城海岸の魚介類の減少に対する改善策、及び地域への海の貢献に対するアイデアを早急に出していただき、それを漁業組合が受け取り、理事会に図り、今後の宮城海岸地先使用に関しての判断を行いたいと考えております。

トップシーズンが迫っている中で、このような判断をせざるを得ない、切羽つまった漁民の生活を考えおき、ダイビング店様からもよい解決策、及び良いお知恵を拝借したいと考えておりますのでご協力をお願いします。